

(参考様式 1-2)

事前点検シート

ふりがな	はぎし やまぐちし	ふりがな	やまぐちあぶとまとちくかつせいかけいかく
計画主体名	萩市、山口市	活性化計画名	山口あぶトマト地区活性化計画
計画期間 事業実施期間	令和4年度～令和7年度 令和4年度～令和4年度	総事業費(交付金)	240,710千円(120,355千円)
活性化計画目標	新規就農者数の増加9人(3年合計)	事業活用活性化計画目標	新規就農者数の増加9人(3年合計) 地域産物の販売額の増加68,281千円(3年平均) 地域産物の出荷量の増加152トン(3年平均)

計画主体 確認の日付	令和3年12月24日	農林水産省 確認の日付	令和 年 月 日
------------	------------	-------------	----------

1 計画全体について

番号	項目	チェック欄		判断根拠
		計画主体	農林水産省	
1-1	活性化計画の目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○		活性化計画では、地域特産品の生産拡大に伴う新規就農者数の増加9人(3年合計)を目標に定めており、特産品の販売額を増加させ、農業者の所得拡大に繋げることによって、定住を促進し、地域の活性化を図るものであることから、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律や国の基本方針と適合している。
	事業活用活性化計画目標及び評価指標の設定内容に対し、交付対象事業の構成が妥当なものか	○		事業活用活性化計画の目標は、新規就農者数の増加9人(3年合計)(第1評価指標)、地域産物の販売額の増加68,281円(3年平均)、地域産物の出荷量の増加152トン(第3評価指標)としてお

				り、いずれも、本事業で計画する選果施設の整備を契機に効果が発現するものであり、事業構成は妥当である。
	活性化計画の目標と事業活用活性化計画目標との整合が取れているか。	○		選果施設の整備に伴い、農産物の生産拡大が可能となるため、新規就農者数の増加を事業活性化目標として設定しており、整合は図られている。
1-2	計画主体は、改善計画期間中の活性化計画を実施中ではないか。	○		改善計画期間中の活性化計画はない。
1-3	市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○		計画内容は、萩市の過疎計画にも位置づけられており、関連制度・施策等との連携は図られている。
1-4	活性化計画及び事業実施計画は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	○		活性化計画や事業実施計画は、山口あぶトマトの生産農家で構成される「山口あぶトマト部会」で合意されたものであり、地域の合意形成を基礎としたものになっている。
	活性化計画の策定に当たり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか	○		前述した山口あぶトマト部会には、女性の農業者も多く参画しており、女性の意見を聞く機会を十分に設けている。
1-5	事業の推進体制は確立されているか	○		本事業の実施に当たっては、前述した「山口あぶトマト部会」はもとより、事業実施主体であるJAと計画主体である関係市町等が密接に連携し、事業を進めていくこととしており、推進体制は整っている。
1-6	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○		農林水産物集出荷貯蔵施設を整備することによって、事業活用活性化計画の目標で定めた地域の特産品である山口あぶトマトの出荷量と販売額を増加させ、活性化計画の目標である新規就農者数等の増加を目指すこととしている。また、整備した施設の運営に当たっては、地域の農林漁業者の参画はもとより、女性の登用も積極的に促し、事業活用活性化計画目標である中山間地農業の振興を目指す計画であり、事業内容と計画目標との整合は図られ

	農山漁村への定住促進を事業活用活性化計画目標とする場合は、地方版総合戦略や地方人口ビジョンとの整合が取れているか	-		ている。
1-7	計画期間・実施期間は適切か	○		本事業の実施期間は令和4年度としている。なお、計画期間については、供用開始年度（令和5年度）から3年間の効果発現期間を考慮し、令和4年度から令和7年度までの4カ年としており適切である。
1-8	事業実施に必要な要件（許認可等）はあるか。あれば、許可を受けているか	-		
1-9	交付対象事業費は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か	○		交付金要望額は、事業費の50%としており、交付限度額（事業費240,710千円×50%=120,355千円）の範囲内である。
1-10	活性化計画区域の設定は適切か	○		当該地域の総面積のうち農林地は31,711haで87.4%（農林地面積31,711ha / 全区域面積36,274ha）を占めている。また、就業者のうち農林漁業就業者は1,395人で37.3%（農林漁業就業者1,395人 / 就業者3,738人）で、農林漁業が重要な役割を担っている地域であり、区域設定は適切である。

2 個別事業について

番号	項目	チェック欄		判断根拠
		計画主体	農林水産省	
2-1	自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○		今回、新たに取り組むものである。
2-2	土木・建築構造物等の施工に当たっては、各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか	-		
	実施要領別表2の事業メニュー欄に掲げる⑳の都市農山漁村総合	-		

	<p>交流促進施設、㉕の地域資源活用交流促進施設、㉖の地域連携販売力強化施設、㉗の農林漁業・農山漁村体験施設のうち滞在施設、㉘の教養文化・知識習得施設、㉙の地域資源活用起業支援施設及び㉚の高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設のうち地域住民活動施設の整備については、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）その他の法令に基づく基準及び構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、木造及び内装の木質化に積極的に取り組んでいるか。</p>			
	<p>木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成 12 年建設省告示第 1460 号）等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか</p>	-		
2-3	<p>増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、実施要領に定める基準を満たしているか</p>	-		
2-4	<p>交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 34 号）別表等による耐用年数がおおむね 5 年以上のものであるか</p>	○		<p>交流施設の耐用年数は、大蔵省令別表第二の農業用設備に該当することから、耐用年数 7 年であり、5 年以上であり妥当である。</p>
2-5	<p>事業による効果の発現は確実に見込まれるか</p>			
	<p>費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション等整備事業）費用対効果算定要領（平成 4 年〇月〇日付け 3 農振第〇〇号農林水産省農村振興局長通知）により適切に行われているか）</p>	○		<p>農山漁村振興交付金費用対効果算定要領（平成 28 年 4 月 1 日付け 28 農振第 2341 号農林水産省農村振興局長通知）第 2 の規定に基づいて適切に行われている。</p>
	<p>上記の費用対効果分析による算定結果が 1.0 以上となっているか</p>	○		<p>上記による算定により、費用対効果は 1.3 で 1.0 以上である。事業費は十分な額を見積もっている。また、目標値は、達成すべき最低限の数値を計上しているため、事業費、目標値ともに妥当である。</p>
2-6	<p>事業内容、事業実施主体等については実施要領に定める要件等を満た</p>	○		<p>事業内容は、実施要領の別表において、第 1 の農村地域等振興支</p>

	しているか			援のうち、(1) 処理加工・集出荷貯蔵施設の事業メニュー欄にある⑩農林水産物集出荷貯蔵施設に該当している。なお、本事業の事業実施主体は山口県農業協同組合であり、事業実施主体の要件を満たしている。また、本事業の計画区域は、全域が過疎地域に指定されていることから、全ての事業要件を満たしている。
2-7	個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○		実施主体は山口県農業協同組合であり目的外交付のおそれはない。
2-8	施設等の利用計画が作成されているか、またその利活用の見通し等は適正か			
	地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	-		
	近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	-		
	利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	-		
	施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	-		
	ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦略や運営体制が十分に検討され、その内容が利用計画に具体的に記載されているか	-		
2-9	施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	○		山口あぶトマト部会には、女性の農業者も多く参画しており、施設の利用や運営等に当たっては、女性も参画しやすく、利用しやすいような配慮を行うこととしている。
2-10	事業費積算等は適正か			
	過大な積算としていないか	○		必要最低限の内容であり過大な積算とはなっていない。
	建設・整備コストの低減に努めているか	○		必要最小限の整備に留め、整備コストの低減に努めている

	<p>付帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）</p>	○		新規就農者と地域住民等とのふれあいの場とするため、談話施設の整備や、室内の温度上昇を防ぐために必要な建物全体の遮熱塗装、建物に固定して設置する照明施設の整備を予定しており、いずれも本施設に付帯するものであり適切である。
	<p>備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）</p>	○		汎用性の高い備品は交付対象に含めていない。
2-11	<p>整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か</p>	○		整備予定箇所は、既存の選果場の建物内であり、立地性、利便性、目的から判断し、適正である。
2-12	<p>施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか</p>	○		山口県農業協同組合の所有地であり、確保されている。
2-13	<p>体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施要領に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか</p>	-		
2-14	<p>交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か</p>			
	<p>実施要領別表2の(1)生産基盤及び施設の整備のうち、生産機械施設の⑬高生産性農業用機械施設等の低コスト耐候性ハウス並びに処理加工・集出荷貯蔵施設の⑰農林水産物処理加工施設及び⑱農林水産物集出荷貯蔵施設については、強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱（平成31年4月1日付け30生産第2218号農林水産事務次官依命通知）別記1のⅡのⅡ-1の第2の4の(2)事業の交付対象上限事業費の基準に照らし適正であるか</p>	○		<p>事業費：240,710千円 計画処理量(年間)：977t 1t当たり事業費：246千円 強い農業・担い手支援交付金実施要綱で定められている270千円/t以内で適正である。</p>
	<p>整備する施設の延べ床面積の合計が1,500㎡以内か（既存施設は除く）</p>	-		
	<p>施設の上限事業費は、延べ床面積1㎡当たり29万円以内である</p>	-		

	か。(既存施設については、1,500 m ² 以内の交付算定額となっているか)			
2-15	地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか			
	地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	-		
	生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	-		
	1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	-		
	6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	-		
2-16	事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○		事業実施主体は山口県農業協同組合であり、事業費負担にともなう資金計画は十分に検討されており、理事会で合意されている。
2-17	入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	○		一般競争入札を予定している。
2-18	整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みがあるか			
	維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）	○		山口県農業協同組合が適正な管理を行う。
	収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	○		収支計画を策定しており、計画作成に当たっては、経営診断を受けており妥当である。
2-19	他の事業との合体施策等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	○		他の事業との合体施策ではない。

2-20	他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか （ある場合には、事業名を記載すること。）	○		他事業への重複申請は行っていない。
2-21	生産振興を主たる目的とする施設整備等ではないか	○		中山間地農業の振興を主たる目的とする施設である。
2-22	他の施策（強い農業・担い手づくり総合支援交付金等）において交付対象となる施設等ではないか	○		他の施策において交付対象となる施設ではない。
2-23	農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション等整備事業）の配分基準（令和4年〇月〇日付け〇農振第〇〇号農林水産省農村振興局長通知）別紙（以下「配分基準別紙」という。）による優先採択ポイントの加算対象となる取組があるか（ある場合は配分基準別紙における取組名を記載するとともに、その根拠資料を提出すること。）	○		地域別農業振興計画に位置付けられたものである。

注1 項目について該当がない場合はチェック欄に「－」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、添付資料を併せて公表するものとする。

3 事前点検シートについては、農林水産省で内容を確認するため、根拠となる資料も合わせて提出すること。